

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管課 港湾課

法令名	公有水面埋立法			法令番号	大正 1 0 年法律第 5 7 号				
手続名	埋立地の用途変更の許可			根拠条項	第 2 9 条第 1 項				
審査基準	<p>公有水面の埋立の免許を受けたものから「埋立地の用途変更の許可」の申請があった場合、次により審査する。</p> <p>1 . 公有水面埋立法第 2 9 条第 2 項による。</p>								
	受付機関	港湾課 (土木事務所)	処理機関	港湾課	交付機関	港湾課 (土木事務所)	標準処理期間 標準経由期間	3 0 日 1 0 日	目次